

郷に針道村があるから、それと關係があるかも知れぬ。

ヤマキ 小牧 鹿島郡熊木院に屬する部落。

ヤマタ 尾俣 江沼郡四十九院谷に屬する部落。北陸七國志天文廿一年朝倉宗滴の加賀に出馬した條に、『更行くまゝに詠れば、秋篠や外山里、小俣・山代云々』とある小俣も是である。

ヤマタ 小俣 ↓ヤマタ 尾俣。

ヤマタ 小又 鳳至郡南北郷に屬する部落。

ヤマタガハ 小又川 一に穴水川ともいひ、源を鳳至郡桂谷の東南から發し、東北流して丸山・下唐川・挾石を經、小又の南方一軒の地點に至つて東南に折れ、その末端に近い穴水の西北に於いて、河内の東南に出で、宇留地を經る山王川を入れ、東南に流れて穴水灣に入る。流程一九軒。

ヤマタミヨウジン 小又明神 鳳至郡小次に鎮座する。文政社號帳に小又大明神祭天照大神とする。今は小又神社と改めた。

ヤマフ 小間生 鳳至郡中町野郷に屬する部落。能登名跡志に『小間生村、本隆寺とて密宗あり。道重とて百姓あり。』とある。

ヤマロ 小室 羽昨郡富木院に屬する部落。古へは尾室と書いた。明治中に至つて東小室と改めた。堀松庄にも小室があるが、それはコムロである。

ヤマロシンメイシヤ 尾室神明社 羽昨郡富木院小室(今東小室)の産土神である。寶曆社號帳に神明宮舊號諸岡比古神社と記してゐて、式内社たることを主張したこともあるが、室と諸との類訓から稱へたので、無根である。今は諸岡比古神社と稱する。

ヤマ 小屋 珠洲郡檜原の内の小字で、鶴洞川の上流左岸に至る。

ヤマゴウ 小屋郷 鳳至郡の古郷名。小屋は乎夜と訓み、後に大屋庄となつたものである。

ヤマナギ 小柳 石川郡林郷に屬する部落。郷村名義抄には、往古小柳入道といふ者がここに居たと記してゐる。天正十一年四月豊臣秀吉の制札にも小柳村とある。

ヤノミナト 小屋の湊 鳳至郡輪島港の別稱。この地古く小屋郷であり、後には大屋庄であつたから起つた名稱であらう。又親の湊とも書く。草庵集に『能州輪島にて、おやの親親の湊の千鳥哉 宮腰閨之』。

ヤマ 尾山 羽昨郡下河合の内の小字。

ヤマ 尾山 天正八年織田信長は、柴田勝家配下の軍をして加賀の一向一揆を殲滅せしめた後、石川・河北二郡に佐久間盛政を封じた。依つて盛政はもと金澤御坊のあつた御山の地を城郭とし、その文字を尾山と改め、城下をも亦尾山と稱するに至つたといふ。但し當時は尾山と金澤と二名並びに行はれたものである。

ヤマジンジャ 尾山神社 (一)沿革—金澤西町に在つて、藩祖前田利家を祭神とする。初め第二代利長の越中射水郡守山に在城した時、東海老坂村の物部八幡を厚く崇敬したが、その後金澤に入部するに及んで、この物部八幡と同郡阿尾城内に在つた榊葉明神との神靈を卯辰山麓に迎へて社殿を造立し、ここに利家の神像をも合祀して卯辰八幡宮と稱し、又卯辰山上に在つた宇多須神社を隣地に

遷した。是を以てその祭儀鄭重を極め、慶長九年には藩士一統家祿高に應じて最花料を獻備すべきことを命じ、利家が閏三月に薨去した故を以て、三月に閏ある年には殊に慶賀の神事を行ひ、その日に限りて境内を城中三丸に準じ、老臣以下悉く参拜するの例であつた。然るに廢藩後は別に氏子なきを以て社殿を維持する能はざるに至り、是等の神實・神像を一時卯辰山天神の神殿に奉遷した。因つて藩士前田直信等相謀り、明治五年十月改めて利家を主神とする神社を金谷御殿の址に建設せんことを出願し、六年三月その許可を得、郷社に列せられ、十一月本殿・拜殿・社務所落成し、十六日神靈を奉遷した。これと同時に前田利長・利常の靈も亦相殿として勸請せられた。初め利長の像は金澤城内の社殿に祀られたが、慶長十年焼失したから、小立野波着寺に遷され、假に八幡宮と稱せられて居た。それを明治元年神佛混淆禁止の後、八幡町の卯辰八幡宮の相殿とし、利常の像も亦古くから卯辰八幡宮の末社天滿天神と稱せられ來つたものである。後七年二月尾山神社は縣社に進み、八年十一月廿五日神門落成、九年七月三日繪馬堂落成、十一年九月二十日能舞臺落成し、三十五年四月廿六日別格官幣社に進み、六月十七日利長・利常を攝社金谷神社と稱したが、昭和十二年六月に至り攝社の利常を能美郡梯天神に移し、同月末社物部八幡と榊葉神明とは復宇多須神社に遷した。

(二)國寶—社藏の國寶に大小刀各一腰がある。大刀の鞘は長さ八五種、鐔口堅幅四・二五種。鞘に片櫃があつて、その幅二・四種、長さ一一・三種。鞘全体朱塗で、表裏に金粉平時繪で雲龍各一を描き、栗形及び反角も亦朱塗である。柄は麻卷青漆塗の掛巻とし、鍔は銅の打出し金着せ、目貫は剝荔枝四分の一の金着せ、柄頭も朱塗に雲の蒔繪、縁は四分の一の磨、切羽は煮黒め磨、鐔は楕圓形で、透彫に秋草蜻蛉等を眞鍮・銀・銅で象眼する。凡長さ四〇・五種、反一・一種、鑄造、行棟、潤ひある小木工目の地に、凡文は小丁字の重なつた麗しき姿を現し、銚子は亂込みたる中丸である。大磨上で、無銘であるが備前秀景との折紙を有する。是等の二刀は前田利家が補狭間役に佩用したものと傳へられ、齋藤利嗣が明治十四年當社に寄進したもので、四十五年二月國寶に指定せられてゐる。

又當社の神門は、西洋文化の影響を受けた三層樓門で、最上層の屋根を銅板葺四注造とし、避雷針を立て、窓に五彩の硝子を用ひ、

繪で雲龍各一を描き、栗形及び反角も亦朱塗である。柄は麻卷青漆塗の掛巻とし、鍔は銅の打出し金着せ、目貫は銅の流水圖、柄頭も朱塗で雲の模様があり、縁は四分の一の磨、切羽は銅煮黒めに裏菊の彫、鐔は圓形で龍と雷紋の象眼を眞鍮・銀で施す。凡長さ七三・六四種、反二・三五種、鑄造で鐔に片チリの太樋を掻き、添樋があり、行棟で、地肌は極細美なる小木工目、凡文は句辭かに直々に深き足が入つて居り、銚子は燒詰風となつて淺く反られる。これは光忠の作をスリ上げた意に解せられるが、若し光忠でないにしても、一見して備前一流の刀工の作と頷かれる。

脇指の鞘も朱塗で、金粉で雲龍を描く。長さ四四種、鐔口堅幅四種。片櫃を有し、その幅二種、長さ九・五種。栗形及び反角も亦朱塗。柄は麻卷青漆塗の掛巻とし、鍔は銅の打出し金着せ、目貫は剝荔枝四分の一の金着せ、柄頭も朱塗に雲の蒔繪、縁は四分の一の磨、切羽は煮黒め磨、鐔は楕圓形で、透彫に秋草蜻蛉等を眞鍮・銀・銅で象眼する。凡長さ四〇・五種、反一・一種、鑄造、行棟、潤ひある小木工目の地に、凡文は小丁字の重なつた麗しき姿を現し、銚子は亂込みたる中丸である。大磨上で、無銘であるが備前秀景との折紙を有する。是等の二刀は前田利家が補狭間役に佩用したものと傳へられ、齋藤利嗣が明治十四年當社に寄進したもので、四十五年二月國寶に指定せられてゐる。

又當社の神門は、西洋文化の影響を受けた三層樓門で、最上層の屋根を銅板葺四注造とし、避雷針を立て、窓に五彩の硝子を用ひ、

繪で雲龍各一を描き、栗形及び反角も亦朱塗である。柄は麻卷青漆塗の掛巻とし、鍔は銅の打出し金着せ、目貫は銅の流水圖、柄頭も朱塗で雲の模様があり、縁は四分の一の磨、切羽は銅煮黒めに裏菊の彫、鐔は圓形で龍と雷紋の象眼を眞鍮・銀で施す。凡長さ七三・六四種、反二・三五種、鑄造で鐔に片チリの太樋を掻き、添樋があり、行棟で、地肌は極細美なる小木工目、凡文は句辭かに直々に深き足が入つて居り、銚子は燒詰風となつて淺く反られる。これは光忠の作をスリ上げた意に解せられるが、若し光忠でないにしても、一見して備前一流の刀工の作と頷かれる。

脇指の鞘も朱塗で、金粉で雲龍を描く。長さ四四種、鐔口堅幅四種。片櫃を有し、その幅二種、長さ九・五種。栗形及び反角も亦朱塗。柄は麻卷青漆塗の掛巻とし、鍔は銅の打出し金着せ、目貫は剝荔枝四分の一の金着せ、柄頭も朱塗に雲の蒔繪、縁は四分の一の磨、切羽は煮黒め磨、鐔は楕圓形で、透彫に秋草蜻蛉等を眞鍮・銀・銅で象眼する。凡長さ四〇・五種、反一・一種、鑄造、行棟、潤ひある小木工目の地に、凡文は小丁字の重なつた麗しき姿を現し、銚子は亂込みたる中丸である。大磨上で、無銘であるが備前秀景との折紙を有する。是等の二刀は前田利家が補狭間役に佩用したものと傳へられ、齋藤利嗣が明治十四年當社に寄進したもので、四十五年二月國寶に指定せられてゐる。

又當社の神門は、西洋文化の影響を受けた三層樓門で、最上層の屋根を銅板葺四注造とし、避雷針を立て、窓に五彩の硝子を用ひ、

繪で雲龍各一を描き、栗形及び反角も亦朱塗である。柄は麻卷青漆塗の掛巻とし、鍔は銅の打出し金着せ、目貫は銅の流水圖、柄頭も朱塗で雲の模様があり、縁は四分の一の磨、切羽は銅煮黒めに裏菊の彫、鐔は圓形で龍と雷紋の象眼を眞鍮・銀で施す。凡長さ七三・六四種、反二・三五種、鑄造で鐔に片チリの太樋を掻き、添樋があり、行棟で、地肌は極細美なる小木工目、凡文は句辭かに直々に深き足が入つて居り、銚子は燒詰風となつて淺く反られる。これは光忠の作をスリ上げた意に解せられるが、若し光忠でないにしても、一見して備前一流の刀工の作と頷かれる。

脇指の鞘も朱塗で、金粉で雲龍を描く。長さ四四種、鐔口堅幅四種。片櫃を有し、その幅二種、長さ九・五種。栗形及び反角も亦朱塗。柄は麻卷青漆塗の掛巻とし、鍔は銅の打出し金着せ、目貫は剝荔枝四分の一の金着せ、柄頭も朱塗に雲の蒔繪、縁は四分の一の磨、切羽は煮黒め磨、鐔は楕圓形で、透彫に秋草蜻蛉等を眞鍮・銀・銅で象眼する。凡長さ四〇・五種、反一・一種、鑄造、行棟、潤ひある小木工目の地に、凡文は小丁字の重なつた麗しき姿を現し、銚子は亂込みたる中丸である。大磨上で、無銘であるが備前秀景との折紙を有する。是等の二刀は前田利家が補狭間役に佩用したものと傳へられ、齋藤利嗣が明治十四年當社に寄進したもので、四十五年二月國寶に指定せられてゐる。